

給与・定員など

人事行政を公表します

町職員の給与や定員は、国や他の地方公共団体などの均衡を考慮して、町議会の議決を経て条例で定められています。

前年度（令和3年度）の人事行政の運営状況について公表します。

■ 問い合わせ 総務課庶務係 ☎74-3131



1. 人件費の状況（普通会計決算）

住民基本台帳人口 (3.3.31)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 (B/A)	2年度の 人件費率
12,881人	66億 6,940万円	3億 1,320万円	10億 9,037万円	16.3%	13.9%

2. 職員給与費の状況（普通会計決算）

職員数A	給与費				1人当たりの 給与費 (B/A)
	給料	職員手当	期末勤勉 手当	計 B	
(3年度) 95人	3億 3,275万円	5,588 万円	1億 3,301 万円	5億 2,164 万円	549 万円
(2年度) 95人	3億 2,985万円	5,200 万円	1億 3,267 万円	5億 1,452 万円	542 万円

③職員数は特別会計の職員を除き、職員手当には退職手当を含みません。

3. 職員の平均給与月額、平均年齢の状況（一般行政職）（令和3年4月1日現在）

区分	一般行政職	技能労務職
甘楽町	296,400円 (39.5歳)	275,200円 (43.9歳)

4. 職員の初任給の状況（令和3年4月1日現在）

区分	甘楽町	国	
一般行政職	大学卒	182,200円	182,200円（Ⅱ種）
	高校卒	150,600円	150,600円

5. 職員の経験年数別・学歴別平均給与月額状況

区分	経験10年以上 15年未満	経験15年以上 20年未満	経験20年以上 25年未満	
一般行政職	大学卒	263,200円	305,400円	360,900円
	高校卒	—	—	320,500円

6. 一般行政職の級別職員数等の状況（令和3年4月1日現在）

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職務の内容	主事補 主事	主事	主任	主査 係長	補佐	課長
職員数(人)	12	19	15	13	9	9
構成比(%)	15.6	24.6	19.5	16.9	11.7	11.7
1年前の 構成比(%)	14.5	25.0	18.4	15.8	14.5	11.8

④甘楽町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

7. 定員管理の状況

①部門別職員数の状況（令和3年4月1日現在）

部門	職員数		対前年 増減数	主な部門
	R2	R3		
一般行政	70人	73人	+3	議会、総務、 税務、農水、 商工、土木、 民生、衛生
特別行政	22人	22人	0	教育
公営企業など 会計部門	21人	21人	0	水道、下水道、 その他
合計	113人	116人	+3	条例定数は 139

⑤職員数は一般職に属する職員数で、地方公務員の身分を保有する休職者などを含みます。

②定数管理の年次別状況（過去5年推移）

H30	R元	R2	R3	R4
114人	111人	113人	116人	114人

8. 職員手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当（一般職員）

区分	甘楽町		国	
	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
支給割合	2.55月分	1.90月分	2.55月分	1.90月分

(2) 退職手当（令和3年4月1日現在）

区分	勤続20年	勤続25年	勤続35年	最高限度
自己都合	19.6695 月分	28.0395 月分	39.7575 月分	47.709 月分
勸奨・定年	24.586875 月分	33.27075 月分	47.709 月分	47.709 月分

(3) 特別職の報酬等の状況

区分	給与月額	期末手当	区分	報酬月額	期末手当
町長	722,000円	4.30 月分	議長	290,000円	4.30 月分
副町長	584,000円		副議長	225,000円	
教育長	546,000円		議員	210,000円	

9. 職員数の状況（令和4年度採用・3年度退職）

区分	試験 採用	再任用	定年 退職	勸奨 退職	再任用 退職	普通 退職	死亡 退職
人数	2人	2人	4人	0人	0人	1人	0人

10. 職員の人事評価の状況

評価の種類	対象者	実施時期
業績評価	全職員	令和3年9月/令和4年3月
能力評価	全職員	令和4年3月

環境保健協会

からのお知らせ

vol.155



犬・猫の マイクロチップ 装着が義務化

「動物の愛護及び管理に関する法律」の改正により、令和4年6月1日からペットショップなどで販売される犬・猫について、マイクロチップの装着が義務化されました。すでに自宅で飼っている犬・猫へのマイクロチップの装着は、飼い主の努力義務となります。

▶詳しくは、町ホームページをご覧ください



犬の登録と 狂犬病予防注射

生後91日以上の犬は、狂犬病予防法により登録と毎年1回の狂犬病予防注射を受けることが義務付けられています。町では春と秋に集合注射を実施しています。動物病院でも個別注射を受けられますので、動物病院にご相談ください。

▶詳しくは、町ホームページをご覧ください



こんなときは 手続きが必要です

- 犬を譲渡したとき
- 新たに犬を飼い始めたとき
- 富岡甘楽獣医師以外で狂犬病予防注射をしたとき
- 犬が死亡、行方不明になったとき

■ 問い合わせ 住民課環境係 ☎64-8315